

魅力ある まちづくりをサポート！



伊賀市に移住された人や、住宅・店舗などの利活用をお考えの皆さんを対象とした支援を紹介します。

①②
⇒移住者対象

③～⑤
⇒全ての市民対象
(移住者を含む。)

①移住促進 空き家取得費補助金制度

移住の促進と空き家の積極活用を図るため、市外から伊賀市に定住しようとする人が市内の空き家を取得した際の費用の一部を補助します。

【対象者】

次のいずれにも該当する人

- 空き家を取得した転入者で、転入日から過去3年以内に伊賀市に住民登録がなく、取得日・転入日がいずれも平成28年4月1日以降である人
- 取得した空き家に5年以上定住することを誓約する人
- 世帯員全員が市区町村税を滞納していない人
- 住宅の所有権が2分の1以上であることが確認できる人

【補助金額】

空き家の取得にかかった経費（土地代金を除く。）の2分の1以内

- ※上限50万円（1,000円未満の金額は切り捨て）
- ※2親等以内の親族（18歳未満の子どもや孫など）と同居する場合と、伊賀市空き家バンク制度を利用する場合はそれぞれ5万円を加算します。

【申請方法】 空き家を取得後1年以内に、申請書に必要な事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

【申請期間】

6月1日(木)～12月28日(木)

※予算額に達し次第、受付を終了します。

※市のその他の補助金と併せて申請が可能です。

※申請のための審査や必要書類などの説明を行いますので、必ず申請前にご相談ください。



②移住促進のための 空き家リノベーション支援事業

県外から移住する人が、市内の空き家住宅・空き建築物を、住宅（店舗併用住宅などを含む。）として使用するために必要な改修費用を補助します。

※耐震性が不足している場合は、耐震性の確保が必要です。

【対象者】 移住者（三重県内に居住したことがない人）

【補助金額】 1件あたり対象事業費の3分の2以内
※上限200万円

【募集件数】 2件

【申請方法】 申請書に必要な事項を記入の上、提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

【申請期限】

7月31日(月)

※8月中に選考会を開催し、補助採択事業を決定します。



③ 個店魅力創出事業

市内の商業の活性化を図るため、地域の特色を生かした魅力ある店舗づくりを実施する事業者に補助金を交付します。

【対象者】 市内に事業所がある個人または法人（新規創業予定者を含む。）

【対象地域】 中心市街地・地域拠点（各支所・近鉄伊賀神戸駅・JR 伊賀上野駅・佐那具駅・柘植駅周辺）

【対象事業】 ○空き店舗等活用支援事業：事業者が市内にある空き店舗などを利用して集客に役立つ魅

力ある店舗などを開設する事業

○個店魅力向上事業：事業者が自ら営業している店舗の魅力向上を図るために実施する事業

※事業によって補助金額が異なるため、詳しくはお問い合わせください。

【申請方法】 申請書に必要事項を記入の上、提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

【申請期限】 10月31日(火)

※予算額に達し次第、受付を終了します。

④ ふるさと風景づくり助成金事業



伊賀市景観計画における重点風景地区などで、伊賀らしい良好な景観づくりに貢献すると認められる建築物などの新設・増改築の際の費用の一部

を助成します。

【対象者】 重点風景地区などで建築物などの新設・増改築を行う人

※対象区域について詳しくはお問い合わせください。

【助成金額】

1件あたり対象事業費の2分の1以内

※建築物は上限200万円、工作物は上限100万円

【申請方法】 都市計画課にある申請書に必要事項を記入の上、提出してください。

※予算額に達し次第、受付を終了します。

※伊賀市景観計画の景観形成基準に適合審査がありますので、必ず申請前にご相談ください。（建築工事に着手する前に申請が必要です。）

⑤ 合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度

公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助します。

※合併処理浄化槽は、家庭のトイレ・風呂・台所などから流れ出る汚水を、微生物の働きにより、きれいな水にして放流する設備です。

【対象者】 市内在住で、対象区域内に合併処理浄化槽を設置しようとする人

※対象区域について詳しくはお問い合わせください。

※市外在住で、設置後に住所を伊賀市へ移す場合は対象となりますので、ご相談ください。

【補助金額】

○5人槽：219,000円 ○6～7人槽：273,000円

○8～10人槽：362,000円

【申請方法】 合併処理浄化槽の工事着手の7日前までに、申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

※予算額に達し次第、受付を終了します。

▶ 申請先・問い合わせ

※内容について、詳しくはお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

① 〒518-0869

伊賀市上野中町 2976 番地の 1

地域づくり推進課 ☎ 22-9680 FAX 22-9694

※伊賀市空き家バンク制度については、市民生活課（☎ 22-9676 FAX 22-9641）へお問い合わせください。

② 〒518-1395

伊賀市馬場 1128 番地

建築住宅課 ☎ 43-2330 FAX 43-2332

③ 〒518-0873

伊賀市上野丸之内 500 番地

商工労働課 ☎ 22-9669 FAX 22-9628

④ 〒518-1395

伊賀市馬場 1128 番地

都市計画課 ☎ 43-2314 FAX 43-2317

⑤ 〒518-0131

伊賀市ゆめが丘七丁目 4 番地の 4

上下水道部営業課 ☎ 24-0003 FAX 24-0006